

平成 29 年 12 月 6 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 要 興 業
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 藤 居 秀 三
(コード番号：6566 東証市場第二部)
問 合 せ 先 取 締 役 総 務 部 長 村 木 宣 彦
(TEL. 03-3986-5352)

募集株式の払込金額及びブックビルディングの仮条件決定のお知らせ

平成 29 年 11 月 21 日開催の当社取締役会において決議いたしました公募による新株式の発行及び公募による自己株式の処分等につきましては、払込金額等が未定でありましたが、平成 29 年 12 月 6 日開催の当社取締役会において、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募による新株式の発行（一般募集）及び公募による自己株式の処分（一般募集）の件

(1) 募集株式の払込金額 1 株につき 金 595 円

(ただし、引受価額が払込金額を下回る場合は、当該新株式の発行及び自己株式の処分を中止する。)

(2) 募集株式の払込金額の総額 1,190,000,000 円

(3) 仮 条 件 700 円 から 750 円

(4) 仮条件の決定理由等

仮条件の決定に当たり、機関投資家等にヒアリングを行った結果、主として以下のような評価を得ております。

①東京 23 区内を主要な営業エリアとして展開しており、安定した営業基盤を構築できていること。

②当社グループ保有車両の積載量にも余力があり、さらなるシェア拡大や今後の成長が見込めること。

③人材の確保や人件費を含めたコスト負担への対応が課題となる可能性があること。

以上の評価に加え、同業他社との比較、現在のマーケット環境等の状況や、最近の新規上場株のマーケットにおける評価、並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討した結果、仮条件は 700 円 から 750 円の範囲が妥当であると判断いたしました。

2. 第三者割当増資による募集株式発行の件

(1) 募集株式の払込金額 1 株につき 金 595 円

(2) 募集株式の払込金額の総額 399,483,000 円

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

【ご参考】

公募による新株式の発行及び公募による自己株式の処分並びに株式売出しの概要

1. 募集株式の数及び売出株式数

① 募集株式の数 普通株式 2,000,000 株

(新株式発行 1,000,000 株

自己株式処分 1,000,000 株)

② 売 出 株 式 数 普通株式 引受人の買取引受による株式売出し 2,476,300 株
オーバーアロットメントによる株式売出し 671,400 株
(※)

2. 需要の申告期間 平成29年12月7日(木曜日)から
平成29年12月13日(水曜日)まで

3. 価格決定日 平成29年12月14日(木曜日)
(募集価格及び売出価格は募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する。)

4. 募集・売出期間 平成29年12月15日(金曜日)から
平成29年12月20日(水曜日)まで

5. 払 込 期 日 平成29年12月24日(日曜日)

6. 株 式 受 渡 期 日 平成29年12月25日(月曜日)

(※) 上記のオーバーアロットメントによる株式売出しは、公募による新株式の発行及び公募による自己株式の処分並びに引受人の買取引受による株式売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村証券株式会社が行う売出しであります。したがって上記のオーバーアロットメントによる株式売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる株式売出しの対象となる当社普通株式は、野村証券株式会社が当社株主である藤居秀三(以下「貸株人」という。)から借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成29年11月21日及び平成29年12月6日開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式671,400株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)の決議を行っております。

また、野村証券株式会社は、平成29年12月25日から平成30年1月16日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる株式売出しに係る売出株式数を上限(上限株式数)とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。

野村証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

以 上

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。